

議事日程第3号

令和6年 第1回 錦江町議会定例会議事日程

開会の日時
令和6年3月15日（金）
午前10時開議
開会の場所
錦江町役場本庁議場

日程第1 諸般の報告

- 1) 監査の結果報告
- 2) 陳情の受理等報告
- 3) 所管事務調査の結果報告

日程第2 発議第 1号 「錦江湾横断道路」の早期事業化を求める意見書について (議 員 提 出)

日程第3 陳情第 9号 不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援を求める陳情書について (審査結果について、文教産業常任委員長報告)

日程第4 発委第 1号 不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書について (文教産業常任委員長提出)

日程第5 議案第25号 錦江町立学校設置条例の一部を改正する条例について (町 長 提 出)

日程第6 議案第26号 錦江町介護保険条例の一部を改正する条例について (同 上)

日程第7 議案第27号 錦江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について (同 上)

- 日程第8 議案第28号 錦江町職員の分限に関する手続及び効果に関する
条例の一部を改正する条例について
(町 長 提 出)
- 日程第9 議案第29号 鹿屋市との間において締結した大隅定住自立圏形成
協定の変更について
(同 上)
- 日程第10 同意第 1号 副町長の選任について
(同 上)
- 日程第11 議案第18号 令和6年度錦江町一般会計予算について
(同 上)
- 日程第12 議案第19号 令和6年度錦江町国民健康保険事業特別会計予算に
ついて
(同 上)
- 日程第13 議案第20号 令和6年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計予算に
ついて
(同 上)
- 日程第14 議案第21号 令和6年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）
特別会計予算について
(同 上)
- 日程第15 議案第22号 令和6年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）
特別会計予算について
(同 上)
- 日程第16 議案第23号 令和6年度錦江町水道事業特別会計予算について
(同 上)
- 日程第17 議案第24号 令和6年度錦江町農業集落排水事業特別会計予算に
ついて
(同 上)

(日程第11 議案第18号から 日程第17 議案第24号までを一括上程、
審査結果について予算審査特別委員長報告)

日程第18 議会報告第1号 錦江町議会改革推進会議調査特別委員会の
特定事件の調査の中間報告について
(中間報告について、議会改革推進会議調査特別委員長報告)

日程第19 議員派遣の件

日程第20 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件

日程第21 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

閉 会

令和6年 第1回錦江町議会定例会 会議録

召 集 の 年 月 日 令 和 6 年 3 月 15 日
 召 集 の 場 所 錦 江 町 議 会 議 場

応 招 （ 出 席 ） 議 員	1 番	久 保 勇 太	
	2 番	久 本 晃	
	3 番	厚 ケ 瀬 博 文	
	5 番	浪 瀬 亮 祐	
	6 番	染 川 金 治	
	7 番	池 田 行 徳	
	8 番	川 越 裕 子	
	9 番	小 吉 昭 弘	
	1 0 番	水 口 孝 俊	
	1 1 番	中 野 徳 義	
	1 2 番	落 司 道 子	
	1 3 番	笹 原 政 夫	
不 応 招 （ 欠 席 ） 議 員			

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名			
町 長	新 田 敏 郎		
副 町 長	有 村 智 明		
教 育 長	畑 中 清 和		
総 務 課 長	坪 内 裕 二 郎	住 民 生 活 課 長	川 路 昭 典
未 来 づ くり 課 長	中 島 裕 二	観 光 交 流 課 長	木 下 勝 幸
政 策 企 画 課 長	高 崎 満 広	産 業 建 設 課 長	荒 木 義 文
健 康 保 険 課 長	猪 鹿 倉 勝 志	教 育 課 長	菖 蒲 洋 二
住 民 税 務 課 長	落 司 毅	政 策 企 画 課 病 院 再 整 備 対 策 監	内 木 場 博 之
建 設 課 長	宮 園 守	総 務 課 財 政 管 係 長	今 村 学
産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	池 之 上 和 隆	総 務 課 総 務 主 査	小 川 弘 晃
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	鳥 越 幸 一		
職務のため出席した者			
議 会 事 務 局 長	永 吉 和 幸		

令和 6 年 第 1 回 錦江町議会定例会会議録

令和 6 年 3 月 1 5 日（金）午前 1 0 時 0 0 分

錦 江 町 議 会 議 場

	(開議)
○笹原議長	皆さん、おはようございます。これから、本日の会議を開きます。 本日の議事日程はあらかじめ配布いたしましたので、ご了承願います。
	日程第 1 諸般の報告
○笹原議長	日程第 1、諸般の報告を行います。監査委員から令和 6 年 2 月 20 日実施の例月出納検査の結果報告書、令和 6 年 1 月 22 日と 23 日実施の補助団体等に関する監査結果報告書、令和 6 年 1 月 22 日、23 日実施の備品監査結果報告書が提出されましたので、写しをお手元に配ってあります。ご了承願います。 次に、本日までに受理した陳情はお手元に配りました陳情文書表のとおりとしましたので報告します。 次に、文教産業常任委員長が実施しました所管事務調査の結果について委員長から報告を求めます。10 番、水口文教産業常任委員長。
	(水口文教産業常任委員長 登壇)
○水口文教産業常任委員長	本委員会において、所管事務調査を実施いたしましたので、その経過と結果につきまして報告いたします。 調査事件といたしまして、不登校の児童生徒の現状と支援について、調査の結果、令和 5 年 11 月 14 日に陳情審査の現地調査とあわせまして、肝付町内で事業を行っているフリースクール事業者に出向き、所管事務調査の参考にいたしました。 令和 6 年 2 月 1 日、広島県福山市教育委員会が行っておりますフリースクールを議員全員で調査いたしました。令和 6 年 2 月 6 日に教育長、教育課長、教育課指導主事の出席を求めまして、不登校児童生徒に対する本町の全体的な考え方と学校への指導の方針、不登校児童生徒の現状と支援について、説明を受けて調査いたしました。 調査の結果と概要につきまして、委員から「フリースクール等へ通っていない子は家に閉じこもっているのか。」というような質疑に、「家の中にいるだけでなく、出かけたり、体を動かしたりしているようだが、基本的には自宅で過ごしている。」、「プリント等の配布をされた後は、回収、採点、返却までやっているのか。」という質疑に、「特に確認はしていないが、それは教師としての当たり前の業務だと思います。」、「休む日が多い子どもに学校登

	校した日はどのように過ごしているのか。また、登校しやすい学級づくりとはどのような取り組みをしているのか。」という質疑に、「保健室登校で過ごすとか、1人で過ごせる別室を各学校に設けているので、別室へ登校して個別に対応している。」「学校の環境づくりとして、イベント等があると休んでいる子どもたちも登校しやすいので、事前にイベント等を本人、保護者に伝えたりしている。」「小中学校の連携を密にすることだが、そういう機会は必ず設けているのか。」という質疑に、「中学校へ進級する春休み中に小中学校連携の会というものを学校も設定している。」「小学校を統合するが、規模の小さい学校から大きな学校へ行ったらいじめられないか保護者の方々も心配しているようだが、そういった問題はないか。」という質疑に、「当然あると思う。再編統合委員会の中で、各学校長からは令和7年4月4日に統合であるが、令和6年度にどう取り組むかである。閉校する学校は、大きな学校に行ったときに子どもたちが自信を持っていけるように、受け入れる学校については、ほかの小規模校から来た子どもたちに対する心のケアができるように今から配慮するなど、決意を述べられた。学習支援員の増員とは言わないが、不登校の子どもがいじめなどに遭い、不安定な子どもにまずコンタクトできる人材がいたら良いので令和7年4月に向けて、その辺りを考えていくところである。」とのことでございました。 以上のような調査結果を踏まえ、不登校の子どもたちが、今後どのように生活していくのかを考え、教育委員会もいろいろと対応はしているが、特にフリースクールの第3の子どもの居場所を積極的に推奨していただくとともに、まず一歩外に出たほうがいいのではと思うので、何か家から出す方法を取り組んでいただきたい。 併せて、令和7年度に小学校統合が目前となっている中で、児童とコミュニケーションをとれる支援員を配置することで、子どもたちが安心して統合先の小学校に通うこともでき、不安定な子どもに寄り添うこともできるので、令和7年度に支援員の増員ということではなく、令和6年度の途中からでも支援員を増員していただくことを要望いたします。
	(水口文教産業常任委員長 降壇)
○笹原議長	これで諸般の報告を終わります。
	日程第2 発議第1号
○笹原議長	日程第2、発議第1号錦江湾横断道路の早期事業化を求める意見書についてを議題とします。本案について、提出者の趣旨説明を求めます。9番、小吉君。
	(9番 小吉議員 登壇)

○9 番 小吉議員	おはようございます。それでは意見書を読み上げます。 錦江湾横断道路の早期事業化を求める意見書、令和3年6月に作成された「かごしま新広域道路交通ビジョン」及び「かごしま新広域道路交通計画」において、構想路線に位置づけられた「錦江湾横断道路」は薩摩半島と大隅半島を結び、交通の利便性の向上や生活圏域の拡大、観光資源としての活用など大隅半島はもとより、九州南部地域の産業・経済及び文化の発展に寄与するとともに、近年、頻発・激甚化傾向にある自然災害への対応や救急医療体制の確保など、防災・医療の観点からも必要不可欠な道路である。 特に活火山桜島にあっては、大正噴火から110年を経過し、今後、大正噴火級の大規模噴火が危惧されており、桜島に暮らす住民の避難方法としても早急な整備が必要とされる道路である。 近年の大隅半島においては、地元代議士や県のご協力により、各地域の国道・県道が整備されつつあり、以前よりは格段に交通体制が整ってきてはいるが、令和6年元日に発生した石川県能登地方を震源とした「能登半島地震」においては、半島内に広範な交通遮断や孤立が発生し、被災された方々が大変な苦難に見舞われていることから、複数の避難道路確保の重要性が認識されたところでもあります。 そのようなことから今後発生が懸念される南海トラフ地震においても、大隅半島に広範な交通遮断や孤立が発生することが大いに想定できることから、今後発生し得る桜島の大噴火はもとより、懸念される地震等の災害に備え、「かごしま新広域道路交通ビジョン」及び「かごしま新広域道路交通計画」における「錦江湾横断道路」を構想路線から「実施路線化」併せて早期事業化をされるよう強く要望するものである。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。 令和6年3月15日 鹿児島県錦江町議会 鹿児島県知事 塩田 康一 殿
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。
	(9 番 小吉議員降壇)
○笹原議長	これから、討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、発議第1号、錦江湾横断道路の早期事業化を求める意見書についてを採決します。お諮りします。発議第1号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって発議第1号、錦江湾横断道路の早期事業化を求める意見書については、原案のとおり可決されました。 お諮りします。ただいま議決されました発議第1号について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに決定しました。
	日程第3 陳情第9号
○笹原議長	日程第3、陳情第9号、不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援を求める陳情についてを議題とします。本件について、文教産業常任委員長の報告を求めます。10番、水口文教産業常任委員長。
	(水口文教産業常任委員長 登壇)
○水口文教産業常任委員会	当委員会に付託されました陳情第9号、不登校児童生徒に対し多様な学習機会の確保のために経済的支援を求める陳情書の審査を終了いたしましたので、その経過と結果につきましてご報告申し上げます。 当陳情は令和5年9月5日の本会議で付託され、9月20日全員出席の下、委員会を開催いたしました。 教育機会確保法制定に際し、衆議院文部科学委員会と参議院文教科学委員会がそれぞれ附帯決議した内容である「不登校の児童生徒がいわゆるフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対しては、その負担の軽減のための経済的支援の在り方について検討し、その結果に基づき必要な財政上の措置を講ずること」を進めることと、いわゆるフリースクール等民間施設の設立及び運営補助金等の経済的支援制度の確立を講じることが国の関係機関へ意見書の提出を強く求める陳情となっています。 当日の審査において、事務局から陳情書の内容や錦江町の状況などについて説明を受け、委員から「鹿屋市内にあるフリースクール等の現地調査を行い、それから判断してはどうか」などといった意見が出されまして、継続審査と決定し、調査時期については委員長に一任しました。 次に11月14日に全員出席のもと、鹿屋市内にあるフリースクール事業者が現在、肝付町内で事業を行っており、その現地に出向き、フリースクールの事業内容や通っている児童生徒の状況を調査いたしました。 委員から「土地や建物費用には国からの支援があるのか。」の質疑に「建設費用の補助事業で上限が5千万円の事業はあるが、建設費の差額や土地代などの補助がなく金融機関から借入で賄っている状況である。」「公共施設

	のようなしっかりとした施設が必要か。」の質疑に「施設を気にするような子もいれば、気にしない子どももいる。公共施設は部屋数も多くなく、個人の居場所を確保しにくい状況であるので、例えば空いている保育園などを利用し、補助金を活用してリフォームして使うなどして工夫が必要である。不登校支援についてはしっかりとした組織をつくり、そこから枝葉をつけて、行かなければいけないと思う。」とのことでございました。 次に 12 月 7 日に全員出席のもと審査を行い、委員から「補助金もあるようではあったが、無料送迎等経費が大変であるとの印象を受けた。」「ほかのフリースクールを調べてみると有料のところも多い。無料では職員の人件費がかかるなどの国などの支援が必要と考える。」などと意見が出されました。 2 月 1 日に実施する全議員による所管事務調査において、教育委員会が実施している広島県福山市教育委員会を調査することになっているので、そこで調査してから結果を出していいのではないかという意見がございました。継続審査と決定し、調査時期については、委員長に一任しました。 次に、2 月 1 日に広島県福山市教育委員会が行っているフリースクールを全議員で調査し、陳情審査の参考にいたしました。 次に、2 月 6 日に全員出席のもと所管事務調査の調査事件として「不登校児童生徒の現状と支援について」、説明員として教育長、教育課長及び指導主事の出席を求めて調査を行い、陳情書の参考にいたしました。 審査の結果、不登校の子どもたちがどのように生活していくのかを考え、特にフリースクール、第 3 の子どもたちの居場所というようなものを積極的に推奨していくために受皿も必要であり、社会性というのは人と人との交往りが 1 番大事だと考え、フリースクール等に通うのも理想である。このようなことから、本陳情の趣旨、内容については理解できるものであり、採択すべきものと意見の一致をみたところでございます。 なお、この陳情に対する討論はありませんでした。議会の議決後は、関係執行機関へ意見書の送付を行うことで決定いたしました。ご審議のほど、どうかよろしく願いを申し上げます。
○笹原議長	これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。
	(水口文教産業常任委員長 降壇)
○笹原議長	これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから陳情第 9 号、不登校児童生徒に対して多様

	な学習機会の確保のための経済的支援を求める陳情書についてを採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情に委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって陳情第9号、不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援を求める陳情書については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。
	日程第4 発議第1号
○笹原議長	日程第4、発議第1号、不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書についてを議題とします。お諮りします。本案は陳情書の趣旨に同一につき、会議規則第39条2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、本案は趣旨説明を省略することに決定しました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、発委第1号、不登校児童生徒に対して、多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書についてを採決します。お諮りします。発議第1号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、発議第1号、不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書については、原案のとおり可決されました。お諮りします。ただいま議決されました発議第1号について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについて、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに決定しました。
	日程第5 議案第25号
○笹原議長	日程第5、議案第25号、錦江町立学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。

	(新田町長 登壇)
○新田町長	おはようございます。議案第 25 号、錦江町立学校設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、令和 7 年 4 月 1 日に開校予定の統合小学校について校名を確定し、教育方針、学校経営方針等の整備を行いたいため本条例案を提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
○1 番 久保議員	はい。
○笹原議長	1 番、久保君。
○1 番 久保議員	今回新たに統合予定の小学校に関して校名等確定し、関連条例の整備をされるということですが、他方廃校扱いとなるような各校の 3 校存在いたしますが、こういった各校の取扱い、そういった条例、また様々なこういった規約等、そういった関連で今回新たな方策、方針等を整備する必要はないのか、お伺いしたいと思います。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	まず、今回の学校設置条例等につきましては先ほど提案理由を申し上げましたように次の統合小学校に向けた手続に必要なことから、早期の確定をお願いするものでございまして、現在、廃校予定の学校については現存しておりますので、これについては最終的には 3 月議会等が予想されるのではないかなというふうには思っております。補足があるかもしれませんので、教育課長に答弁させます。
○菖蒲 教育課長	はい。
○笹原議長	教育課長。
○菖蒲 教育課長	今回の条例の一部改正につきましては、宿利原小学校、池田小学校及び大根占小学校を再編統合により、宿利原小学校及び池田小学校を廃止することになります。また、大原小学校と田代小学校の再編統合により、大原小学校を廃止することになります。 今後、今回この条例の改正を議決いただきまして、今後、廃校となる学校の手続を進めていくところでございます。以上です。
○1 番 久保議員	はい。
○笹原議長	1 番、久保君。

○1 番 久保議員	廃校予定の3校に関しましては、今後手続ということで理解いたしました。今回、新たにこの3校が廃校措置ということになるわけですが、今各地区でその後の利活用等の議論が進められているかというふうに承知しております。今後のやはり地域、校区の皆様方の日々のこれまでのコミュニティでありますとか、生活、またそういった地域の活性化等に非常に重要かつ直結する問題でございますので、今後の廃校となる各校の取扱いに関しまして、早い段階でそういった形の方針整備としていただけますよう、よろしくお願いいたします。以上です。
○笹原議長	ほかに質疑はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第25号、錦江町立学校設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。議案第25号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって議案第25号、錦江町立学校設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
	日程第6 議案第26号
○笹原議長	日程第6、議案第26号、錦江町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第26号、錦江町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、第9期介護保険事業計画の策定並びに介護保険法施行令等の改正に伴い、介護保険料の改定を行いたいため、本条例案を提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
○1 番 久保議員	はい。
○笹原議長	1番、久保君。
○1 番 久保議員	今回の錦江町介護保険条例の一部が改正されました。新たに4区分ほど新設されるというふうにお伺いしておりますが、比較的合計所得が高い方の新たな項目ということというふうに推察してるところでございますが、本町で

	どのぐらいの方が対象になるのか。もし把握していらっしゃいましたらご教示頂ければと思います。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	介護福祉課長に答弁させます。
○笹貫介護福祉課長	はい。
○笹原議長	介護福祉課長。
○笹貫介護福祉課長	久保議員のご質問にお答えいたします。新たに 13 段階まで細分化されますが、今の人数では 35 名程度ということで確認をいたしております。以上です。
○1 番 久保議員	はい。
○笹原議長	1 番、久保君。
○1 番 久保議員	35 名程度いらっしゃるということで承知いたしました。そういった方々、恐らく今後負担が増加するような形になるかと思っておりますので、また周知等よろしく願いいたしたいと思っております。以上です。
○笹原議長	ほかに質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 26 号、錦江町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。議案第 26 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 26 号、錦江町介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
	日程第 7 議案第 27 号
○笹原議長	日程第 7、議案第 27 号、錦江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 27 号、錦江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

	同議案につきましては、令和 6 年度税制改正の大綱に基づき、国民健康保険法施行令が改正されたことに伴い、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の限度額が 22 万円から 24 万円に引上げられるとともに、軽減措置対象世帯の判定所得の見直しが行われたことから、関係規定を整理したため、本条例案を提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから議案第 27 号、錦江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。議案第 27 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 27 号、錦江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
	日程第 8 議案第 28 号
○笹原議長	日程第 8、議案第 28 号錦江町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
	議案第 28 号、錦江町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、地方公務員法に規定される欠格条項について、職員の失職に関する例外規定を設けたいため本条例案を提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 28 号、錦江町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

	お諮りします。議案第 28 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 28 号、錦江町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
	日程第 9 議案第 29 号
○笹原議長	日程第 9、議案第 29 号、鹿屋市との間における締結した大隅定住自立圏形成協定の変更についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 29 号、鹿屋市との間において締結した大隅定住自立圏形成協定の変更につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、大隅圏域の課題解決に向け、定住自立圏構想における現行の取組みを推進するため、鹿屋市と錦江町との間において締結した定住自立圏形成協定を変更したいので、本案を提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
○1 番 久保議員	はい。
○笹原議長	1 番、久保君。
○1 番 久保議員	鹿屋市との大隅定住自立圏形成協定でございますが、先の全員協議会で 3 市 5 町と鹿屋市は同等の協定を結ばれているというふうに説明をいただいたわけでございますが、今後 10 年間のこの大隅半島の全域のまさに自立圏形成というところで大きな取組みだというふうに感じているところでございますが、具体的に毎年毎年いろいろな取組みをされていくというふうに承知しておりますが、年間の例えば来年度、具体的にどのような会合、また総会、いろいろあるかと思いますが、どのような取組を進めていかれる予定なのかお伺いしたいと思います。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	政策企画課長に答弁させます。
○高崎政策 企画課長	はい。
○笹原議長	政策企画課長。

○高崎政策 企画課長	久保議員のご質問にお答えいたします。今回の協定書の改定でございますが、これにつきましては平成 31 年度に変更の協定を結んでおりますが、年度が令和 5 年度で終わることから、現在、各市町で協議を行って、次期ビジョン令和 6 年度から 10 年度までを策定中でございます。 このビジョンにつきましては、今、鹿屋市が中心となって、各市町から委員が上がってそのビジョンを構成しているところでありまして、そのビジョンに基づき、令和 6 年度から各種事業に取り組んでいくというような状況になってきます。以上です。
○1 番 久保議員	はい。
○笹原議長	1 番、久保君。
○1 番 久保議員	現在のビジョン策定中というところでございました。引き続き令和 10 年度までのいろいろなまた事業されると思うんですが、現段階で令和 6 年度から始められるということですが、何か本町と鹿屋市様のほうで、具体的に取り組める何か事業等、今の段階で構想等ありましたら教えていただきたいと思います。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	政策企画課長に答弁させます。
○高崎政策 企画課長	はい。
○笹原議長	政策企画課長。
○高崎政策 企画課長	具体的にはですね、夜間急病センターの運営、あるいは図書館ネットワークシステムの運営、それから、廃止代替路線バスの運行補助やコミュニティバスの運行、そういったものを計画しているところでございます。以上です。
○1 番 久保議員	はい。
○笹原議長	1 番、久保君。
○1 番 久保議員	夜間救急、搬送も含めてということかと思いますが、あとコミュニティバスの運行というふうにお伺いしたところでございます。これから本当にこの広域圏でのこういった近隣市町との連携が非常に重要になってくるかと思っておりますので、是非、積極的に進めていただきたいと思います。以上です。
○笹原議長	ほかに質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)

○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 29 号、鹿屋市との間において締結した大隅定住自立圏形成協定の変更についてを採決します。お諮りします。議案第 29 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 29 号鹿屋市との間において締結した大隅定住自立圏形成協定の変更については、原案のとおり可決されました。ここで、副町長の退席をお願いいたします。
	(有村副町長 退席)
	日程第 10 同意第 1 号
○笹原議長	日程第 10、同意第 1 号、副町長の選任についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	同意第 1 号、副町長の選任につきまして、提案理由をご説明申し上げます。現副町長の有村智明氏の任期が令和 6 年 3 月 31 日をもちまして満了となりますことから、引き続き同氏を任命したいため、議会の同意を求めるものでございます。ご同意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
○2 番 久本議員	はい。
○笹原議長	2 番、久本君。
○2 番 久本議員	今回再任ということだったのですが、ほかに副町長として任命できるような方がいたか、再考されたのか。また再任された明確な理由等がありましたら、お聞かせください。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	久本議員のご質問にお答えします。今回、私が再任するにあたって、まずはどういうふうな政策を今後進める上で、副町長のサポートが必要なのかというところで整理をいたしております。 現在令和 6 年、今年の 1 月 1 日から認知症基本法が本格施行されまして、私どもとしましても、第 9 期介護保険事業計画や高齢者福祉計画の中に一体的な認知症推進施策、推進計画等を策定しているところでございます。日本の 30 年、40 年先を高齢化が進んでいる中で、この認知症基本法に対する具体的な施策というのは非常に重要なことでありますことから、その専門家でもございます、現有村副町長に再度就任していただき、認知症対策を含め福

	社全般にわたっての政策を強力に推進していただきたいということで、ご提案したものでございます。以上でございます。
○2 番 久本議員	はい。
○笹原議長	2 番、久本君。
○2 番 久本議員	認知症の取組みというのもとても大事なことですけども、副町長ということでももちろんそれだけではなく、ほかのことも広く取組む必要があると思いますが、その点に関してはどうお思いでしょうか。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	久本議員がおっしゃるように、副町長というのは町長を補佐する立場でございまして、私がまずは1 番重点的に対応してもらいたいのを先ほど福祉でしたり、認知症でしたりというところで申し上げた次第でございます。 当然のことながら、副町長の職責は首長を補佐する立場でございますので、町政全般にわたるチェックでしたりとか、指導、そういったものをしていく必要がございますし、現在、観光の分野でありますとか、特にそういった分野も力を入れてもらっておりますので、ほかの業務というものは当然のごとくその職責に応じてしっかりと対応してもらふ必要はあろうかと思えます。以上です。
○2 番 久本議員	はい。
○笹原議長	2 番、久本君。
○2 番 久本議員	今の答弁ですと、町長を補佐するという役目があるというふうにおっしゃいました。職員さんだったり、町民さんだったり関わってる事業者さんとの連携であったりとか、信頼関係の構築、その辺りは問題ないというふうな判断をされているのか、お聞かせください。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	久本議員のご質問にお答えします。私としては現有村副町長については、特に問題はございませんし、これまでコロナ禍で地域住民の皆さんとの話し合いとか、そういったものに出向けなかったところもございますので、今後ますます5 類になってですね、地域回りも含めて対応してもらいたいというふうに考えております。以上でございます。
○笹原議長	ほかに質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、同意第1号、副町長の選任についてを採決します。この採決は記名投票で行います。議場の入りを閉めます。
	(議場の出入口を閉める)
○笹原議長	ただいまの出席議員数は11人です。次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番、久保君及び2番、久本君を指名します。 投票用紙を配ります。念のため申し上げます。本件について賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載し、自己の氏名も合わせて記載願います。なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなします。
	(永吉議会事務局長 投票用紙の配布)
○笹原議長	投票用紙の配布漏れはありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。
	(1番久保議員、2番久本議員が投票箱の点検)
○笹原議長	異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。順次お願いします。
	(1番久保議員から12番落司議員まで順次投票)
○笹原議長	投票漏れはありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	投票漏れなしと認めます。投票を終わります。 開票を行います。1番久保君及び2番久本君、開票の立会をお願いします。
	(1番久保議員、2番久本議員 開票立会)
	(1番久保議員、2番久本議員、開票立会后、自席へ着席)
○笹原議長	投票の結果を報告します。投票総数11票、有効投票11票、有効投票のうち賛成が9票、反対2票。以上のとおり賛成が多数です。 したがって、同意第1号、副町長の選任については同意することに決定しました。議場の出入口を開きます。
	(議場の出入口を開く)
○笹原議長	ここでしばらく休憩いたします。11時から再開いたします。
	【参照】 同意1号、副町長の選任について 賛成とする議員の氏名 3番 厚ヶ瀬博文 5番 浪瀬亮祐

	6 番 染川金治 7 番 池田行徳 8 番 川越裕子 9 番 小吉昭弘 10 番 水口孝俊 11 番 中野徳義 12 番 落司道子 反対とする議員の氏名 1 番 久保勇太 2 番 久本晃
	休憩 10 : 55 再開 11 : 00
○笹原議長	休憩前に引き続き会議を開きます。
	日程第 11 議案第 18 号 日程第 12 議案第 19 号 日程第 13 議案第 20 号 日程第 14 議案第 21 号 日程第 15 議案第 22 号 日程第 16 議案第 23 号 日程第 17 議案第 24 号
○笹原議長	日程第 11、議案第 18 号、令和 6 年度錦江町一般会計予算について、日程第 12、議案第 19 号、令和 6 年度錦江町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第 13、議案第 20 号、令和 6 年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計予算について、日程第 14、議案第 21 号、令和 6 年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算について、日程第 15、議案第 22 号、令和 6 年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について、日程第 16、議案第 23 号、令和 6 年度錦江町水道事業特別会計予算について、日程第 17、議案第 24 号、令和 6 年度錦江町農業集落排水事業特別会計予算についての 7 議案を一括議題とします。本件について審査の経過及び結果について、予算審査特別委員長の報告を求めます。3 番、厚ケ瀬予算審査特別委員長。
	(厚ケ瀬予算審査特別委員長 登壇)
○厚ケ瀬予算審査特別委員長	それでは、委員長報告を行います。去る令和 6 年 2 月 26 日の本会議において、予算審査特別委員会に付託された案件について審査を終了しましたので、その経過と結果について報告します。 なお、審査については議長を除く 11 名の議員により構成されたものであ

	りましたので、その内容については要約して述べることにします。 当委員会に付託されました議案は、各会計予算案7件で、2月27日から3月4日にかけて、5日間にわたって審査いたしました。 まず、初日に現地調査を行い、町道笹原線道路改良工事のほか、6件について各関係課から資料の提出を求め、町長及び副町長をはじめ関係課長、担当職員を同行して、説明を求めながら、町内一円にわたって、調査しました。その後、本庁3階委員会室において、意見集約を行い、全ての事業において公益性や緊急性あるいは、利用率、効果等を十分に勘案され、住民の利益と福祉の向上を図る上からも取り組むべきものでありました。 2日目からは、書類審査に入り課ごとに審査する形式で審査を行いました。審査は、議案第18号、令和6年度錦江町一般会計予算等7会計について議会事務局及び監査委員事務局の所管する予算から審査を行い、そのあとも予算を所管する関係課において、審査を行いました。各議案審査の中で述べられた主な質疑応答、意見等については、配付しました委員長報告書のとおりとなります。 まず、議案第18号、令和6年度錦江町一般会計予算については質疑応答、意見があり、その後討論に入りましたが討論はなく、採決は簡易採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。 次に、議案第19号、令和6年度錦江町国民健康保険事業特別会計予算については質疑応答、意見があり、その後討論に入りましたが討論はなく、採決は簡易採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。 次に、議案第20号、令和6年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計予算については質疑応答はなく、その後討論に入りましたが討論もなく、採決は簡易採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。 次に、議案第21号、令和6年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算については質疑応答、意見があり、その後討論に入りましたが、討論はなく、採決は簡易採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。 次に、議案第22号、令和6年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算については質疑応答はなく、その後討論に入りましたが、討論もなく、採決は簡易採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。 次に、議案第23号、令和6年度錦江町水道事業特別会計予算については質疑応答、意見があり、その後討論に入りましたが討論もなく、採決は会議採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。 次に、議案第24号、令和6年度錦江町農業集落排水事業特別会計予算に
--	---

	については質疑応答、意見があり、その後討論に入りましたが、討論はなく、採決は簡易採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。 以上、予算審査特別委員会委員長報告を終わります。
○笹原議長	これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
	(厚ケ瀬予算審査特別委員長 降壇)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから、案件ごとに討論採決を行います。まず、議案第 18 号、令和 6 年度錦江町一般会計予算について討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 18 号、令和 6 年度錦江町一般会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。 議案第 18 号、令和 6 年度錦江町一般会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
	(起立する者あり)
○笹原議長	起立多数です。着席願います。したがって、議案第 18 号、令和 6 年度錦江町一般会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。 次に、議案第 19 号、令和 6 年度錦江町国民健康保険事業特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 19 号、令和 6 年度錦江町国民健康保険事業特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。 議案第 19 号、令和 6 年度錦江町国民健康保険事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
	(起立する者あり)
○笹原議長	起立多数です。着席願います。 したがって、議案第 19 号、令和 6 年度錦江町国民健康保険事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。 次に、議案第 20 号、令和 6 年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 20 号、令和 6 年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

	議案第 20 号、令和 6 年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
	(起立する者あり)
○笹原議長	起立多数です。着席願います。 したがって、議案第 20 号、令和 6 年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。 次に、議案第 21 号、令和 6 年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 21 号、令和 6 年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。 議案第 21 号、令和 6 年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
	(起立する者あり)
○笹原議長	起立多数です。着席願います。したがって、議案第 21 号、令和 6 年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。 次に、議案第 22 号、令和 6 年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 22 号、令和 6 年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。 議案第 22 号、令和 6 年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
	(起立する者あり)
○笹原議長	起立多数です。着席願います。したがって議案第 22 号、令和 6 年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。 次に、議案第 23 号、令和 6 年度錦江町水道事業特別会計予算について、討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 23 号、令和 6 年度錦江町水道事

	業特別会計予算について採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 23 号、令和 6 年度錦江町水道事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
	(起立する者あり)
○笹原議長	起立多数です。着席願います。したがって、議案第 23 号、令和 6 年度錦江町水道事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。 次に議案第 24 号、令和 6 年度錦江町農業集落排水事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。議案第 24 号、令和 6 年度錦江町農業集落排水事業特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。 議案第 24 号、令和 6 年度錦江町農業集落排水事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	起立多数です。着席願います。したがって、議案第 24 号、令和 6 年度錦江町農業集落排水事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。
	日程第 18 議会報告第 1 号
○笹原議長	日程第 18、議会報告第 1 号、錦江町議会改革推進会議調査特別委員会の特定事件の調査の中間報告についてを議題とします。 議会改革推進会議調査特別委員長委員会から、議会改革推進会議調査特別委員会の特定事件の調査の中間報告をしたいとの申出があります。本件は申出のとおり、報告を受けることにしたいと思います。ご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議会改革推進会議調査特別委員会の特定事件の調査の中間報告を受けることに決定しました。 議会对策推進会議調査特別委員長の発言を許します。10 番、水口議会改革推進会議調査特別委員長。
	(水口議会改革推進会議調査特別委員長 登壇)
○水口議会改革推進会議調査特別委員長	議会改革推進調査特別委員会が現在調査中の事件についてを中間報告として行います。 調査事件、本委員会において、議会基本条例を議会運営の基本規範となる位置づけ、開かれた議会、町民参加の議会、存在感のある議会、信頼される

	議会を築くことを目的として、議会改革に継続的に取り組んでいくための調査でございます。 調査の経過と概要につきまして、令和５年度第１回特別委員会を令和５年６月１２日に開催し、令和５年度の調査事件については、住民懇談会の開催、議会報告会の開催及び議会広報モニター制度の検討を行うことに決定いたしました。 議会報告会については、今年度は各地区公民館に出向き、議会の１年間の活動報告等のほか、意見交換、地域からの要望等を聞くこととし、報告会当日の資料内容について協議いたしました。 特に意見交換のテーマにつきましては、議員定数と報酬に決定いたしました。 第２回目を６月３０日に開催し、議会報告会の資料案について内容の精査、説明書の確認、当日の会場準備等について協議を行いました。 第３回目を９月７日に開催いたしまして、議会報告会の全体的な集約及び各公民館から出されました意見・要望事項の対応等について調査し、執行機関でなければ回答できない事項について、執行機関に依頼することになりました。 また、議会広報モニター制度については、制度を導入している全国の町村議会の中から抽出して設置要綱等を調査いたしましたが、今後も引き続き調査することになりました。 令和５年度第４回定例会については、田代支所で開催することに決定いたしました。 第４回目を１１月１３日に開催し、議会報告会で出されました、町執行機関への意見・要望等の対応等について、執行部から回答のあった各事項の内容について確認をし、議員相互の共通理解を図るとともに、議員定数と議員報酬について、地域から意見として議会だよりに掲載することに決定いたしました。なお、議員定数や議員報酬については、この特別委員会で協議していくことで決定いたしました。 第５回目を１２月７日に開催し、議員定数・議員報酬について、今後のスケジュールを協議し、所管事務調査を行うなどし、調査、検討を重ねて遅くとも令和６年９月までに結論を出すことで決定いたしました。 第６回目を令和６年３月５日に開催し、議員定数・議員報酬について財政規模の近い町との比較して、九州管内の町を一覧で比較検討し、また、無投票の状況などの資料も参考に調査いたしました。委員から定数１０名の東串良町議会の運営について、調査してはどうかという意見がありました。４月に調査する予定で決定しております。以上、中間報告といたします。
--	---

	(水口議会改革推進会議調査特別委員長 降壇)
○笹原議長	これで、議会改革推進会議調査特別委員長の報告を終わります。
	日程第 19 議員派遣の件
○笹原議長	日程第 19、議員派遣の件を議題とします。お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。
	日程第 20 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件
○笹原議長	日程第 20、常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題とします。 各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
	日程第 21 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
○笹原議長	日程第 21、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。 議会運営委員長から会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。これで本日の日程は全部終了しました。 会議を閉じます。令和 6 年第 1 回錦江町議会定例会を閉会をします。
	閉会 11 : 26